

奥州市都市計画図作成印刷業務特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、奥州市都市計画図作成印刷業務（以下「業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、奥州都市計画区域の地域地区（用途地域）及び都市計画施設（道路）等の変更に伴う都市計画図の修正・印刷を目的とする。

(関係法令の準拠)

第3条 受託者は、本業務を履行するにあたり、財産権、労働、安全、環境保全及び個人情報の保護等に関する法令を遵守し、関係法令等に基づき実施するものとする。

(実施計画)

第4条 受託者は、契約締結後15日以内に業務計画書を提出し、委託者の承認を得るものとする。

なお、業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、再度承認を得なければならない。

(打合せ・協議)

第5条 本業務の実施にあたり、委託者と受託者は綿密な打合せを行うものとする。特に、印刷内容の決定時（レイアウト及び色等の決定）及び校正時については、詳細な打合せを行うものとする。

(疑義等)

第6条 本特記仕様書等に明記のない事項及び不明な事項は、委託者と協議し、その指示に従うものとする。

(成果品の錯誤)

第7条 成果品に錯誤及び不備等がある場合は、成果品を引き渡した後であっても受託者の責任において訂正するものとする。

(資料の貸与及び返却)

第8条 委託者は、業務の実施にあたり、関係資料等を受託者に貸与するものとする。

なお、貸与された資料は、使用后直ちに委託者に返却するものとし、万一、破損、亡失した場合は、受託者の責任において、速やかに対処するものとする。

(守秘義務)

第9条 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(成果品の帰属)

第10条 成果品は、全て委託者の所有とし、承諾を得ずに他に公表、貸与、使用等してはならない。

(納入期限及び納入場所)

第11条 印刷物の納入期限及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 納入期限 令和7年2月28日まで
- (2) 納入場所 奥州市役所都市整備部都市計画課

第2章 奥州市都市計画図作成印刷業務

(作業概要)

第12条 本業務は、奥州市都市計画図総括図について、企画、データ編集、製版、校正及び印刷を行うものである。

- 2 企画は、調整地図の表示地域、用途目的、形態・規模（色数等）、縮尺及び表示内容（デザイン・図式）の設計及び必要な資料収集及び整理を行い、それに基づき、編集、製図、製版、校正、印刷それぞれの最も適した作業工程等の選定と編成を行うものとする。
- 3 編集は、収集した資料を基にデータにて編集作業を行うものとし、作業には測量士が携わるものとする。
- 4 製版は、データから直接印刷版に出力（CTP製版）し、作成するものとする。
- 5 校正は、本印刷の前に1回以上の校正刷を行うこととし、監督職員の校正検査を受けるものとする。
- 6 印刷は、精度を要する印刷物であるため、一般印刷より印刷機の回転数を遅くして印刷するものとし、カラー4色ではなく特色刷にて印刷するものとする。

なお、印刷方式はオフセット印刷とし、A0判の地図専用紙（70.0kg）に印刷するものとする。

(成果品)

第13条 成果品は、次のとおりとする。

名称	種別	規格	色数	縮尺	数量
奥州都市計画図（全域）	総括図	A0判	8色刷	1/25,000	200部
奥州都市計画図その1（水沢地域）	総括図	A0判	8色刷	1/10,000	200部
奥州都市計画図その2（江刺地域）	総括図	A0判	8色刷	1/10,000	200部
奥州都市計画図その3（前沢地域）	総括図	A0判	8色刷	1/10,000	200部

※詳細は、監督職員と協議するものとする。